

平成31年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第4号

平成31年3月8日(金)

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中 学君	教育長	鹿野 毅君
参事	残間 俊典君	総務課長	浅野 辰夫君
企画財政課長	熊谷 有司君	まちづくり推進課長	伊藤 義継君
税務課長	武藤 弘子君	町民課長	遠藤 努君
保健福祉課長	千葉 伸吾君	農政商工課長	伊藤 長治君
地域整備課長	三浦 光君	会計管理者	鎌田 光一君
学校教育課長	斎藤 雅彦君	社会教育課長	千葉 昭君

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 上野亮太

議事日程第4号

平成31年3月8日(金曜日) 午前1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第28号 大郷町議会議員定数条例の一部改正について
日程第3 議案第3号 大郷町課設置条例等の一部改正について

日程第 4	議案第 4 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 5 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 6 号	大郷町特別敬老祝金支給条例の一部改正について
日程第 7	議案第 7 号	大郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 8 号	大郷町介護保険条例の一部改正について
日程第 9	議案第 9 号	大郷町営住宅条例の一部改正について
日程第 1 0	議案第 1 0 号	平成 3 0 年度大郷町一般会計補正予算(第 6 号)
日程第 1 1	議案第 1 1 号	平成 3 0 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 1 2	議案第 1 2 号	平成 3 0 年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 1 3	議案第 1 3 号	平成 3 0 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 1 4	議案第 1 4 号	平成 3 0 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 1 5	議案第 1 5 号	平成 3 0 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 1 6	議案第 1 6 号	平成 3 0 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 1 7	議案第 1 7 号	平成 3 0 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 1 8	議案第 1 8 号	平成 3 0 年度大郷町水道事業会計補正予算(第 3 号)

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	議案第 2 8 号	大郷町議会議員定数条例の一部改正について
日程第 3	議案第 3 号	大郷町課設置条例等の一部改正について
日程第 4	議案第 4 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 5 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 6 号	大郷町特別敬老祝金支給条例の一部改正について

て

- 日程第7 議案第7号 大郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 大郷町介護保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第9号 大郷町営住宅条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 平成30年度大郷町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第11 議案第11号 平成30年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第12号 平成30年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第13号 平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第14号 平成30年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第15号 平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第16号 平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第17号 平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第18号 平成30年度大郷町水道事業会計補正予算(第3号)

午 後 1 時 3 0 分 開 議

議長(石川良彦君) ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(石川良彦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、12番千葉勇治議員及び13番吉田茂美議員を指名いたします。

日程第2 議案第28号 大郷町議会議員定数条例の一部改正について

議長(石川良彦君) 日程第2、議案第28号 大郷町議会議員定数条例の一部

改正についてを議題といたします。

議案第28号については、地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者に意見を述べる機会を与えることになっております。

よって、これより請求代表者の意見陳述を行います。請求代表者只野茂博さん、御入場していただきます。

〔請求代表者只野茂博氏 入場〕

議長（石川良彦君） 只野さん、まず御登壇の上、請求内容について御意見を述べていただきます。（「そうですか」の声あり）はい。よろしく願います。（「ちょっと座っていいですか」の声あり）はい、どうぞ。

〔請求代表者只野茂博氏 登壇〕

請求代表者（只野茂博君） 皆さん、こんにちは。

しばらくぶりでお会いする方、それからきょう初めてお会いする方もいらっしゃるわけですが、この意見陳述というようなことで、後に皆さんから何か質問が来るといようなことなのですが、こういうことは私も初めてでありまして、そちら側に座ったことはあるのですが、こちら側にいたことはないわけですし、その辺、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

これから先の大郷町では、職を持って居住する、快適で未来に魅力を楽しむ町、町の将来像に若者たちと女性が先頭に立ち、満足する町政の新しいシステムを構築する上で必要なのは、公正・公平に町民の声に耳を傾け、よりよい町民サービスの拡充と開かれた地方自治の観点から、議員の質の向上と本気で町政と向き合い改革してくれる町議会議員を私たちは望んでいます。

大郷町は当分、人口減少の時代が続きます。決して財政環境も豊かではない現状は、議員各位も承知のほうだと思います。

以上を踏まえ、議員定数の削減と若い世代が町政に対する関心と議員を志す環境を整える必要と待遇改善を提案し、大郷町議会議員を12名にする条例の改正を請求するものです。

以上でございます。

議長（石川良彦君） これをもって、請求代表者の意見陳述は終わりました。

これより質疑に入ります。請求代表者に対する質疑の範囲は、ただいま述べました意見の範囲となりますので、よろしくお願いいたします。質疑ございませんか。大友三男議員。

2番（大友三男君） ただいま代表者の只野さんが言葉で発していなかった部分がこちらの請求の要旨というのですかね、これに載っているんですけど

れども、この中の範囲で質問してよろしいんですよ、議長。そうですね。

議長（石川良彦君） ただいま述べました範囲内でお願いします。

2番（大友三男君） この中に、私はこの文章を読んで、それで御質問させていただきたいと思えます、これの趣旨で来ていますからね。「区長のような議員ではなく」とありますけれども、これは捉え方なんでしょうけれども、各区長の方々に大変失礼な話だと私は思います。

私としては、区長さん方は区全体をよくしようと役員さんたちと日々頑張っているわけですから、ある意味、町全体をよくしようとしている方々です。「区長のような議員でなく」とはどういう意味か、お答え願います。

議長（石川良彦君） 請求代表者只野さん、答弁願います。

請求代表者（只野茂博君） この言葉、そのまんまですよ。そのような議員がおられるというふうに思っておりますから、そういうふうにしたものです。

議長（石川良彦君） よろしいですか。大友三男議員。

2番（大友三男君） ちょっと答弁になっていないような気がしますけれども。

ここに書いてある、さらに「オール大郷を確立する」とは、オール与党になると言っているのと変わらないのじゃないかと私は受けとめました。オール与党になれば、相互牽制作用が働かなくなる。只野さんは、町長が提出する議案に対し、賛成議員だけで賛成すべきと言っているのと同じじゃないかと私は捉えたのですが、「オール大郷」とはどういう意味なのか、お答え願います。

議長（石川良彦君） 請求代表者只野さん。

請求代表者（只野茂博君） 先ほど私は要旨の中でも、この読み上げの中でもお話ししましたが、この大郷は人口も減少し、それに、この財政も豊かでない。これらを脱していかなければいけないのですよ、あなた方は。そこに向かって一本というか、そのことに対して行かなければならないわけですから、何も町の執行部に皆賛成しろなんていう、そういう思いじゃないんですよ。その思いは同じじゃないですか。そのためにあなた方は議員になっていらっしゃるのでしょうか。私も議員の時代、そういうふうな思いでやっていましたよ。そうじゃないんですか。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかに。大友三男議員。

2番（大友三男君） 只野さんは議員の経験もある方ですから、その議員の

控室に「議員の信条」というものの掲示されている内容も熟知していらっしゃると思ひ、今の言葉も発したのだと思ひますけれども、私達の議員としての責務は御存じだと思ひますけれども、確認の意味で、ここで傍聴人の方にもお知らせしておきたいと思ひますけれども、議長のお許しをいただひてお話しさせていただきたいと思ひますけれども、議員は牽制均衡の原則をよく理解し……。

議長（石川良彦君） 先ほどの意見陳述で述べられた意見の範囲内での質問に限ってください。

2番（大友三男君） 私としては、議会が持つ2つの使命として、具体的な政策の最終決定と行政運営の批判と監視を完全に達成できるよう、議会の一員として懸命に努力をしている。私としてはこういう責務を一番大事に活動しております。

只野さんも、平成9年から平成19年6月まで議員として、執行権者の町長がどなたであろうが、只野さんの言葉をかりれば区長のような議員としてではなくて、町長に偏することなく、議員としてしっかり責務を果たされてきて、本町に貢献されたということなのでしょうから、その上で議員経験者としても、今回の定数削減を提案されたということなのでしょう。

議長（石川良彦君） 請求代表者只野さん。

請求代表者（只野茂博君） 結論から言えばそうですが、議員という立場は、まず町から審議を出されたものに是々非々で向かうというのは、これは大前提でしょう。

それから皆さん、よく考えてください。議員になるとき、町民の方々にどういうことを言ってこの議員になられましたか。この是々非々だけでやっていくということではないでしょう。この大郷の町をよくしたいということで、皆さんは議員になられているわけですから。違いますか。もう少し議員という立場をきちんと把握して、この大郷が活性化、それから発展できるような……（「……………」「黙っている、いいから」の声あり）

議長（石川良彦君） ただいま答弁中でありますので、私語は慎んでください。

只野さん、続けてください。

請求代表者（只野茂博君） やりにくいよね。

そういうことで、12名ということをお皆さんで考えていただければということで請求したわけです。

議長（石川良彦君） ほかに。6番若生 寛議員。

6 番（若生 寛君） ただいまの陳述の中に「若者たちと女性が先頭に立ち、満足する町政の正しいシステムを構築する」、これは確かに私もそのように思っております。

それとともに、ここに「議員の質の向上等」とありまして、町議会議員の数を14名から12名にすると。14名から12名に削減してどのような形で質が向上するとお考えなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。請求代表者只野さん。

請求代表者（只野茂博君） 「どのような」と言われると、どのようにして、とにかく議員の方々はもっともっと切磋琢磨しないといけないのじゃないですか。私はそう思うのですがね。そういうことで大郷町議会が伸びていくと、発展していくというふうに私は思うのですが、今の大郷のこの議会、そうじゃないのですかね。私はもっともっとそういうふうになっていただければというふうな意味合いを込めて、ここに書かせていただいたのですが。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6 番（若生 寛君） 私としては、議員を減らした結果、どのように議員の質が向上するのかなど、その辺は大変疑問に思っているわけでございまして、そこが大変今の答弁に失望しているところでございます。

あと、只野茂博さんは行政区長も町議会議員も経験された方でありまして、このような意見を述べられることに私はちょっと失望しているところでございますが、この中で町の財政が大変厳しい、そんな中で議員を減らせというふうにも捉えられますし、また、若い人たちが議員になれるように待遇改善も希望されているわけでございますが、減らして待遇改善と、私としては全く成り立たないのでないかなど、そう思うのですが、その辺をどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 請求代表者只野さん、答弁願います。

請求代表者（只野茂博君） まず、議員を2名減らすということ、先ほども言いましたけれども、この大郷財政が厳しいのはわかっておられますよね。その中で2名を減らすということは、4年間でどのぐらいになるかわかりますよね、あなた方。それをほかのほうに向けられるというわけですから、どんどんどんどん人口が減って税収も減る中で議員だけが同じような数でいいと私は思いません。

それから、今言われた議員の質でしたっけ……（「待遇改善」の声あり）

議長（石川良彦君） 待遇改善。

請求代表者（只野茂博君） 待遇改善は、今若い方々に聞いていますと、まず議員というものに魅力がないと。そして、この報酬も今幾らですか、26万6000円ですか。（「22万6000円」の声あり）22万円。

議長（石川良彦君） 22万6000円です。

請求代表者（只野茂博君） 私、しばらくになるので忘れまして、議員の報酬。そういう中でやっぱりこの若い方々は目指そうとしませんよね。違うんですかね。私はそこを言っているのですけれどもね。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） ただいま金額が出たわけですが、若者が目指すためには議員報酬はどれくらいが妥当とお考えなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 請求代表者只野さん、御答弁願います。

請求代表者（只野茂博君） それは皆さんが一番よくおわかりになるのじゃないですか、やってみて。そこはあなたが考えてくださいよ。私は議員はやめたばかり。じゃないのですか。（「それ、答えになっていない」の声あり）いや、そういうふうに私は思っているのですけれどもね。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 御苦労さんでございます、どうも。只野さんね、ちょっとお聞きしたいと思います。

先ほど直接請求の要旨の内容について、若干はしょられたところもあるのですが、基本的にはこの請求の要旨で皆さん方に署名をもらったということで、これは全部はしょったところも含めて関連して質問させてもらいたいと思います。

5つほどまとめてお願いしたいので、メモをとって回答してほしいのですが、ダブったところもあるのですが、ちょっとダブっていながらもなかなか回答が見えなかったと、私は聞き下手なところもあるので、もう一度ダブってしまうと思うのですが、お聞きしたいと思います。5つに分けて私はこの陳述内容から分析してみました。

1つは、「行政区長のような町議会議員ではなく」ということがありましたが、結構、行政区長さん、時によっては議員よりも、あるいは議員と一体となってまちづくりに頑張ってもらっているのですが、町議会議員、行政区長については何かこの文書の中ではかなりそういう状況になったのでは議員がうまくないというような表現をしています。この行政区長というのは、行政区長と議員はどう違うのか、その辺について1点、認識ですね。

それから2番目、「よりよい町民サービスを図るには公平・公正に町民の声に耳を傾け、オール大郷体制で臨むべきだ」と。言いたいことは何かわかるのですが、ただ、只野さんが望んでいるこの「オール大郷体制」というのはどういうものなのか。只野さんの考えている「オール大郷体制」について、どう議会であるべきなのか、その辺について2点目。

3点目、町議会議員定数を削減することで議員が切磋琢磨すると、もう質が、いや、能力の向上が図られるということですが、なぜこの削減をすると議員の質、能力が向上されるのか、その辺について指導もあわせて、こうなればなるほどよくなるのだという、署名をもらう場合に皆さん方にそれを訴えて歩いたのでしょうから、十二分にその辺についてのいわゆる説明をされていると思うので、その辺について教えてほしいと思います。どういう形で削減すると議員の質が上がるのか、その辺。

それから4番目、議員定数を削減して、若い世代や女性が議員になれるということのようですが、果たして競争された場合にそれが確実にされるのか、その辺について、どのような根拠でこの定数削減イコール若い世代や女性の働く場所ができるという考えを持っているのか、4つ目。

また、最後になりますが、今、若生議員からも出ましたが、「若い世代が町政に対する関心を抱き、議員を志す待遇改善」ということを言っておりますが、これは当然、皆さん方に署名をもらう場合にこのぐらいの待遇改善があればよしというこの腹構えがあって、いわゆる陳述者は署名をもらったのではないかと思うので、それは議員が考えることでは全部一から五まで議員が考えることであって、直接請求され、条例改正に及ぶ段に至らないのではないかなという思いをついついしてしまいましたので、この5点についてわかりやすく、私はあと2回しか質問できませんのでお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。請求代表者只野さん。

請求代表者（只野茂博君） 1番目が区長と議員の違い……（「……」の声あり）でしたよね。（「はい」の声あり）先ほどそれは私が言ったとおりでございます、1番目はね。

2番目、オール大郷体制ですよ。これも先ほど私……（「答えになっていない感じがします」の声あり）なっていない。（「はい、答え……どうぞ」の声あり）

それから、削減をすると質がなぜ向上するかと。かなり難しい……（「難しくないよ」の声あり）難しいのですが。（「難しいって」の声あり）あなた、私と同じ平成9年からずっともう22年も議員をやっていらっしや

るわけですね。同じ年に始めて、私は19年でやめましたけれども。（「質問に答えて、質問に」の声あり）いや、だから、私が今お話しさせていただいている問題というのは、議員がみずから考えることでもないのですか。

私は最初、12月までに発議があつてこの問題、皆さんから発議があつて出てくるのかなというふうな思いがありました。というのは、大衡でも削減する、富谷市でも削減する、何で大郷だけがこのままでいいのだというふうな思いがありましたし、そういうふうに思っている町民もいっぱいおりました。それで、お正月が明けてからすぐに議会、俺はやる気がないのだなど。それで、こういうことを請求していかなければだめだというふうな思いになってやったわけですが、256人の署名を集めさせていただきましたが、1月11日にこちらからこの署名運動を始めていいよということで、1月12日から署名が始まりました。もう署名は3日、4日で大体このぐらいの人数が、皆さんに応援をしていただいた。その中で、「いやあ、やっぱり議会も少し考えてもらわないと困るね」という声が大きかったですよ。非常に大きかったですよ。それは皆さんにもきちんとやっぱり考えていただかなければならないと思います。

あと……（「……………」の声あり）

議長（石川良彦君） 只野さん、あと、若い人たちと女性が。（「……………」報酬」の声あり）

請求代表者（只野茂博君） 報酬。（「待遇改善、幾らもらえると考えているか」の声あり）待遇改善。議員の報酬ですか。（「若い方が魅力を感じるための案……………」の声あり）今、22万円と言いましたよね。

議長（石川良彦君） 只野さん、答えられる範囲で。

請求代表者（只野茂博君） 金額は、やっぱり私からはちょっと言えないと思いますよ。これはやっぱりいろいろな市町村、この議員報酬がありますけれども、どこが高いとか低いとかということではなくて、もっとやっぱりそういうところで考えていただくような形がいいのかなというふうに私は思います。

ただ、待遇は改善していただきたいという思いです。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） まず、実はこのための広報ですか、広報に町が2面だかにもうかなり前のページのほうに掲載されたのですが、多くの区長さん方は「何なんだ」と、今回の直接請求について、あの文面は区長の立場

を余りにも理解しない表現ではないかということで怒り心頭の方も大分おられます。そういう点から私は今回の質問の中でどう違うのだということをお聞きしたのですが、前の質問者に答えたとおりでということ、その答えが何だかということ「そのままです」と。具体的でないんです。そのような区長がいるから、このとおり今の区長のような議会ではだめなのだということと言っても、具体的でないんですね、説明が。ですから、私は具体的に、こうやって何百人からのサインをもらうのであれば、その辺の説得力ある説明が、本日は代表者からもらえるのかなど。それを受けて、いずれ今後審議されるであろう大きな会議の中で議論していく材料にしたいなと思ったのですが、何もないということです、今の状況では。そういう中で余りにも区長に対する前向きな、よい言葉ではないような表現だったと私は思うので、その辺についてもう一度……。

議長（石川良彦君） 千葉議員、質問は端的にお願いします。

12番（千葉勇治君） そのことについてお聞きしたいと思います。

それからオール体制、実はオール大郷体制というのが客観的な、例えば2年近く前に選挙があったわけですが、全然そういうことに携わらないでいわゆる中立的な立場の方が言うのならわかるのですが、田中町政のオール旗振りをした立場の方が「オール大郷体制」と言うのは、ともすると体制に属した中で一緒に大郷の町をつくっていくということにならなければ大郷はうまくないのではないかという考えを私はこの文面からとったもので、その辺についてどのように否定されるのか、あるいは代表者が考えておられるのか聞きたかったのですが、そのことについても是々非々で臨むべきだということの話でしたが、当然のことなのです、それは。ただ、おたくが「オール大郷」という表現をしたものだから、是々非々ではないという表現に私は感じたものですから、その辺、もう一度考えをお聞きしたいと思います。

それから、議員が削減されて切磋琢磨すると。千葉議員は22年もいるからというのは、全然私はわかりませんよ。議員は18人から14人に減りましたが、切磋琢磨された議員が皆そろっているかということ、そうでない議員もいます、確かに。わけのわからないことも言っている議員もおります。しかし、しかしです、基本的には皆、8,000人からの代弁者としてそれぞれの広い視点から区長なり、あるいはいろいろな生産組織の方々と一緒に携えて議会に物を申して予算つけなり対応していくと、そういうことで動いているのですが、どうも削減することがイコール議員の質の向上につながるという表現でしたから、その辺をもう一度自信の

ある答弁を、請願された立場としてお願いしたいと思います。

それから、なぜこの待遇改善について要求しているかということ、今回の請願のいわゆる今回の条例改正の大きなもとは、財源をどうするかということで代表者は出しているわけですね。財源をどうするか、2名を減らして、例えば300万円ずつもらっている方が2名で600万円が浮くと。600万円が浮くということだけであればわかるのですが、一方で若者がこの議員の職につくために待遇改善をすべきだと。そうすると、今22万6,000円もらっているものを月々5万円上げると、月々5万円で、12カ月で60万円、いわゆる600万円の金がとんとそれで終わるんですよ、5万円上げますと。そうすると、代表者が要求している財政の改革には全然つながらないと。ですから、どのぐらいまでが今、若者が定職につきたいと、この町のために働きたいと思うときにこの待遇改善として今陳述された代表者の只野さんが思っているのかお聞きしたかったわけなのです。それを受けて、実は先日、議会のほうでも町長は報酬改善にも方向を見出していくと言っているのですが、代表者からそのような具体的な提案がされなければ、報酬を審議会に提案する立場としてもなかなか大変だと思うのですよ。ですから、その報酬をどのぐらいで考えているのか、待遇改善について内容をお聞きしたかったのですが、それは議会が決めるものではないですからね、これは。報酬審議会が決めるのですから。ですから、提案者としてどういう考えを持っているのかお聞きしたかったのです。よろしくお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。請求代表者只野さん。

請求代表者（只野茂博君） 質疑をいただきました内容につきましては、私が先ほど発言いたしました。意見内容と相違しておりますので、この案件に関しては答弁を控えさせていただきます。

議長（石川良彦君） そのほかにございませんか。（「2回か・・・」の声あり）
ないようですので。千葉議員。

12番（千葉勇治君） なぜそのように否決するのか。答えが明確でないから私は2回まで聞いたのですが、やっぱりそれでもあえて今回この質問に対して答えないということは、今から質問するであろう方々にも答えないということでとらざるを得ないのですが、それでいいのですか、代表者。きょうはみんなに理解してもらって、何とかこの条例を改正してもらいたいということで来ていると思うのですが、快く皆さん方の心に通ずるような答弁をするのが立場じゃないですか。どうですか。もう1回だけ、質問、答弁。

議長（石川良彦君） 請求代表者只野さん、答弁願います。

請求代表者（只野茂博君） 私は先ほどからずっと皆さんにお答えしていますけれども、今言ったように、答弁したとおりでありますので、ほかにございません。

議長（石川良彦君） ほかに質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって請求代表者に対する質疑を終わります。

ここで、請求代表者には退場していただきます。

それでは、大変御苦労さまでございました。（拍手）

〔請求代表者只野茂博氏 退場〕

議長（石川良彦君） これより議案第28号に対する質疑に入ります。ございませんか。6番若生 寛議員。

6番（若生 寛君） この意見書の中で、町長も待遇改善については報酬審議委員会云々とあります。町長は、先ほど参考人といいますか、只野さんにも質問したのですが、待遇改善はどのような待遇改善をお考えなのか。また、報酬についてどれくらいの金額が妥当と考えているか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 提案者もこの意見を見たり聞いたりしておりますが、直接、町民から私が聞くことが多いので、そういう方々の話を申し上げますと、若い人たちは、若い人たちといっても今40代の子育てをしている人たちからすれば、自分の家業もやりながら議員活動するということになりますと、今の議員さんの日数で今の報酬では、とても我々はいいまちづくりはできないと思っているのだと、もう少し勉強する時間も、議員活動としての日数もふやしてもらって、定数を削減して、その分これからの議員活動としてある程度専従できるような内容にしてもらいたいという話が先日若い人たちから、ある会合に町政の一端を聞かせてほしいという、そういう会に出席することがございまして、その際のやりとりの中で安くても30万円の報酬は欲しいのですが、町長としてどう考えますかという、そういうお話をされまして、いや、それはちょっと今の本町の財政ではできないよと、そこまで報酬をつり上げるということであれば、人口1,000人に対して1人の議員という形で8,000人の町民を抱えている本町で、8人の議員構成であればその線に持っていくことはできると、そういう能力のある議員を我々は出していきたいのだというの

が若い人たちの意見でありました。

そういうことからすれば、今回2名減でありますから、2名減の1人分ぐらいは均等に12人にベースアップすることも多分、特別職報酬審議会では理解してもらえない内容ではないかというふうに私は思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 先ほど同僚議員のほうからもちよっとだけお話があったのですけれども、今回の議員定数削減請求代表者の只野さん、これ、平成29年の町長選挙で田中町長の選挙事務所の対策本部長もしていた方なのですよね。それで、今回署名された方も田中町長後援会の方が多いようで、たしか平成14年2月26日、このときの定数削減請願も代表となった方は田中町長後援会の方のようです。この方は次の年の平成15年になぜか議員になっているわけなのですよ。このような構図が私にとっては本当に違和感があるんです。

どうであろうが、この256人の町民の方々の定数削減を考えるべきとの意見があることは尊重すべきだと考えます。私もどちらかといえば定数削減というものを考えていた議員の一人でもあります。町長はほかの自治体で議員定数を削減しているのです、時代の流れとして人口が減少している本町でも議員定数を削減すべきとのような先ほどの発言がありましたけれども、これ、ほとんどの地方自治体では議員の定数、議員のなり手がなくて仕方がなくて定数削減をしている自治体もかなりあるようなのです。現在の議員定数14人から12人に2人を削減することで、本町にとってどのようなメリットがあるのか、町長として、お考えなのか、お答え願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 田中町政にいろいろな形で代表があるので、私の影響を受けているみたいな、そんな議員の質問ですが、田中自身が行財政改革を進めようとしている一人であります。皆さんよりも私のほうが行財政改革を果敢に進めようとして今日まで来ました。それが認められ、平成29年の改選にこういう立場で来ることができましたので、本来ならばもっと強い改革をしたいのでありますが、多分、拒否反応を起こすであろうと思うので、若干私も控え目にこの代表に物を申し上げてまいりましたが、若い人たちはそういう考えが一つもない。もっと本町が自立できるような財政環境をつくるべきじゃないのと、若い人たちのほうが我々よりよっぽどこの町を考えた内容で頑張っているということを皆さん、若い人たちとお話ししてみてくださいよ。

そういうことから申し上げて、今、本町の人口規模からしても、仕事の内容からしても、人口1,000人に議員1人という数字は、私は妥当な線であるというふうに思うのでありますが……（「そのとおり」の声あり）一気にそこまでいきますと、現職の議員の皆さんの意見も踏みにじるような形になってくる。それを私は公約として今、町長選挙があるとすれば、それをやりますよ。人口1,000人に対して議員1名。ただ、町長選挙がないから、今、提案者の請求する内容を尊重した形で、ここで落ちつくのであれば、世間並みの常識を町民が持っていたなど。議会の皆さんはどうかはわかりませんよ。町民の常識がそこにあったなど、こう私は評価をしているところであります。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 何か人の質問にちょっと答えていないような気がするのですけれども、次の質問に行きますから。

待遇改善することで若い方や女性の方が議員になりやすいようになるのではないかと。私は、削減すれば逆に門戸が狭くなって、議員を目指す方が少なくなるのではないかという思いを持っています。むしろ、現在の状況を見た場合、定数12人の意見より14人の多くの意見を交わし合うことが必要ではないかと。そもそも報酬がどうのこうのというよりも、根本は志の問題だと私は思います。二元代表制のもと、緊張感を保ち、議会運営を行うべきとのですが、議員定数が削減になれば、逆になれ合いになる危険性も含みます。定数の問題ではないと思いますが、議員の定数14人で運営することに何の問題があるのですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 先ほど千葉議員が提案者に対して、行政区長と議員の違い、どこが違うのだという御質問をしておりましたが、私の理解は、行政区長は自分ところの行政区の仕事で手いっぱいです。

議長（石川良彦君） 町長、質問の分にだけ答えてください。

町長（田中 学君） 今、あとそこに入っていくから。

議長（石川良彦君） 短くお願いします。

町長（田中 学君） 時間の無駄。（「そういうこと聞いていないと思う」の声あり）

議長（石川良彦君） 千葉議員、静粛にしてください。ただいま答弁中でありまして。町長、続けてください。

町長（田中 学君） 議会改革の特別委員会も設置しているようではありますが、本来ならば16人、18人ぐらいにして、もっと若い人たちがこの議会に参

加できるような環境を整備したらいかがですか。

例えば土曜、日曜に議会をやるとか、議会に参加する職員はみんな管理職ですから、そこまで町が行革に力を入れていくということであれば、何ぼでもできますよ。それをやったらいいのじゃないですか。だったら、報酬をもっと半分ぐらいにして、倍にしたらいいのじゃないですか。

議長（石川良彦君） 町長、質問に答えてください。

町長（田中 学君） そうすれば、若い人たちも出てこられるのじゃないですか。そういうことも考えてくださいよ。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 何か千葉勇治名指しみたいに思ったのですが、ちょっと町長、もっともっと強引に自分の事業を進めたかったのだと。それでも今の状況では拒否反応を起こされるからというように今答えていましたね。

そうすると、そこでお聞きしたいのは、今回のこの改正の中でいわゆるその根幹をなすのがオール大郷体制をつくっていききたいと。そういうことが大きな何本かの柱になっているわけですが、そうしますと、いわゆる町長がもっとやりたかった仕事を進めるためにオール大きな大郷体制でやっていききたいということで理解せざるを得ないと。

町長はいろいろ若者に聞くと言っているのは、初めて請願があって、それを受けて条例改正になっているのですから、まず入り口は今答弁された代表者の声なりを十分に聞いてやっていくのが筋だと。例えば待遇改善でもしかり、今若い方々から聞いたからでなく、直接きょうは何百人の代表者が一筆書いて送ってきたわけですから、それに基づいて、それに対して町長の姿勢を示すべきなんですよ。その中で、オール大郷体制の中で町長がちょうどその歯車がかみ合うようにもっとやりたかったのだけれども、今の状況では拒否反応が強いからということで、私たちに指を指してやったと。それではますますもってオール大郷体制が町長の思うような、今でこそ我々は今からこそかえっていっぱい議員が出て、このやろうとすることに遠慮したり、ブレーキをかけたりする力が今の議会には望まれていると。そういう点で逆に定数削減については問題があるなど思っているのですが、町長の一言だけ、お願いします。一言で結構ですよ。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） オール大郷と私が申し上げたのは・・・・定数が小さくなれば競争率も高くなる、そうすることによって大郷全体で選挙に対

する民度も高くなるということがオール大郷で町政に参画できるような、そういう内容であるべきじゃないのと。私はそう理解しているのです、このオール大郷という内容について。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今、町長から、「私が言ったオール大郷は」と言ったね、町長。オール大郷というのは、ということは町長から発した言葉だと理解していいのですね。わかりました。（「何」の声あり）だって、今、町長は……（「……そんなこと言うんじゃないの」の声あり）オール大郷は私が話をしたということで今答弁……（「私がこのオール大郷……」の声あり）それについて答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） オール大郷というのは、私がこのオール大郷というものを聞いたり見たりして、そう私は理解しているよと。こういうことです。（「……わかりました」の声あり）定数が小さくなればなるほど、オール大郷が強くなってくると。こういうことです。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号について、議長を除く全員で構成する議会議員の定数に関する特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号を、議長を除く全員で構成する議会議員の定数に関する特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで、委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。

なお、休憩中に特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選願います。議員各位には議員控室にお集まり願います。

午 後 2 時 2 3 分 休 憩

午 後 2 時 3 3 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会議員の定数に関する特別委員会の委員長及び副委員長が

選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に高橋壽一議員、副委員長に佐藤千加雄議員。

以上のとおり選任されました。

来る3月20日午後1時30分より本会議を開き、委員長の報告を求めます。

日程第3 議案第3号 大郷町課設置条例等の一部改正について
議長（石川良彦君） 次に、日程第3、議案第3号 大郷町課設置条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回の課を、財政の健全な運営を図る視点からも私はいいいことだなどと思って理解しております。前に実は企画財政課を一本にする際に、もともと企画課と財政課が別々にあったのですね、たしかね。それを一本にするということで反対した経過があったのですが、今回また元に戻ったということで、その辺の経過について、全員協議会などでは説明を受けておりますが、改めてその辺についてなぜ今回このように分けたのかお聞きしたいと思えます。

それから、今回新しくできるいわゆるまちづくり政策課の位置づけということで、開発センターにいわゆる遊休不動産の活用を考えた中での位置づけも何かとられているようですが、それらもあわせて、この職員の体制ですか、人数的にいわゆるただ仕事をやったり、とったりだけじゃなく、幾らか増員になるのか、ただ単にこれまでの企画財政課とふれあいまちづくり推進課ですか、この中だけのやりくりになるのか、その辺について絶対数的に当然充実させるためにもふやすべきではないかという考えも持っているのですが、その辺もあわせてお聞きしたいと思えます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

傍聴者の方に申し上げます。静粛にお願いいたします。

総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

まず、当時、企画と財政を一本にして企画財政課にしたというのは、その当時、集中改革プランといったところで財政的な面も含めて組織をシンプルにしたといった経緯がございますけれども、今回の提案にもございますように、まちづくり体制をさらに強化するといった時代のニーズを受けて、今回改めて企画部門と財政部門を切り離し、財政のほうは

財政の健全化に向けて突き進む、そして企画のほうはまちづくり推進課と一体化してまちづくり政策課として総合的なまちづくりを推進するものでございます。

なお、そのまちづくり政策課の中に定住促進係もございますので、開発センターにも定住促進や地方創生部門を設置する予定でございますので、さらに人員の強化を4月1日以降図っていく予定でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） トップの考えいかんによっていろいろとその人間的なことも出てくると思うのですが、ちなみに遊休不動産活用については人員何人ぐらいを配置する考えですか、当面。お聞きしたいのですが。もし町長の考えがあればいいです。なんなら後からでもいいですし、あれば。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいま、まちづくり政策課の、この課設置について6項目の事業が縦並びに並んでいるわけですが、流れを今度は速くするために政策課にこれを全部集約したと。そこに、総合戦略、定住促進を図っていく出先をあの開発センターの一部に事務所を置くと。

ここのスタッフについては、民間からも何人かが入ってきます。役場からこれから進めていく調査事業が始まるものですから、作業員的な職員2人とそれに管理する特命の担当管理者を置く予定であります。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第3号 大郷町課設置条例等の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
について

議長（石川良彦君） 日程第4、議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第5号 職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第5、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回7級ということで、副町長も不在の中でのその重責を担うその受け皿として対応するということですが、ただ、この中で、11ページの7級の中で「重要な業務を所掌する課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職務」ということで、総務課長などという、この参事、総務課長のほかにも町長が規則で定めれば、7級の立場の方も置くことが可能なような内容ですが、このいわゆる規則で定める職のこの規則というのはいつころまでに出るのか、既にあるのか、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

それからもう1点ですが、今回、会計管理課の職務はいわゆるバランス的に何か重要な業務とこれまではしてきたが、それを外しております

が、それも改めて会計職についてのこれまでの位置づけが、重要度が外されているようなイメージを持つわけで、その辺についての考え方もあわせてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

規則の中身についてはまだ完成しておりませんが、おおむね条例のほうでうたっているように具体的な何々課の課長といった表現はしてございません。おおむね条例でうたっているこの文言を踏襲した内容となっております。

それと、会計管理者につきましては、これまでは6級会計管理者というふうにしてございましたけれども、これにつきましては各町村のほうを見てみましても、例えば隣の大衡村では4級が会計管理者であったりとか、ほかの市町村では5級の者が会計管理者であったりといったところで、その会計管理者の取り扱いが各町村によってまちまちといったところがございます。

そして、これからの職員の人員構成というか、50代、40代、30代、そういった人員構成も踏まえて幅を持たせた職階にしようということで、規則の中では5級会計管理者も6級会計管理者、そして場合によっては7級会計管理者も置けるような形での規則の改正素案を作成中でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 何か聞くと、7級にも会計管理者が出てくるというようなことですが、どちらにしても長が規則で定めることについてやはり具体的にここで明記しておかないと、時の立場になった方の判断でその辺が変わるのでは困るので、今何か条例で云々ということがあるのですが、具体的にその辺の内容が伝わるような規則を定める必要があると思うのですが、町長、どうなのですかね、その辺は。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。町長、課長から答弁をもらいますか。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

具体的に個別の課の課長を明示するといったところは、ほかの町村もそうなのでございますけれども、なかなか規則でもうたってございません。結局は、最終的にはその条例、規則に基づき、任命権者である町長がそれぞれの職員の人事評価を行い、昇格、昇給を決定するのが通常で

ございます。（「規則についてはやっぱり・・・・」の声あり）

議長（石川良彦君） それでは、次に町長から聞きたいのですか。では、答弁願います。町長。

町長（田中 学君） それでは、具体的に申し上げますと、対外的に責任を重く受ける立場にある職責の者を7級に置くとすれば、そういう立場の者に7を給したいと、私はこう考えてございます。

ただ、一般的な何々課の課長ということではなくて、対外的にその重責を担う仕事を与える、与えられた者にそれをお願いすると。こういうことです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先日、全員協議会で町長にもし、もしですよ、副町長を置くように物事が進んだ場合には、この辺の役割もかなり軽減されてくるのかなと思うのですが、その場合には今いわゆる町長が考えておる重要な業務から若干軽くなれば、あるいは等級の変更もあり得るといふ、極端な話、7級から6級になるかもしれないということも含めていいのですか、その辺は。

私は思ったの。ですから、誰がなっても長が規則で定めておけば、対外的にという、対外的はわかるのですが、外から出てくるのはわかるのですが、内から見て、自分の判断でこれは重要だとか重要でない、出てくると困るのでないかなと思ったものですから、ちゃんと定めておいたほうがいいのかなと思ったのですが、その辺もあわせてもう一度だけお願いします。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 今はっきりしているのは、私の隣の参事、それから総務課長というのは文面ではっきりしていますが、もし今後置くとすれば、ただいま申し上げた内容の職責にある者に7を与えて、それに沿った仕事をしてもらうと。こういうことです。

この辺については、やっぱり町長が認めた者ということになるかどうかというふうに理解をさせていただきます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。7番赤間 滋議員。

7番（赤間 滋君） ただいまの町長の答弁ですと、現在5級と6級で課長級は運用しているわけですが、7級を置かなければならないという積極的な理由ですね、前者の同僚議員で理解をしましたが、その7級の欄に参事の職務が入ると、それから総務課長だと、こういうことでございまして、重要な業務を所掌する課長の職務に当たるわけだと理解を

しているのだと思いますが、他の6級課長は重要な業務を所掌していないという解釈にもとれますが、それで大丈夫なのですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

決してほかの課長がそうだということではございませんが、参事につきましては、議員の皆様にも御案内のとおり、副町長の代決、指名委員会の委員長、低入札の委員会の委員長ということで、副町長の代理の職務にもついてございます。

総務課長につきましては、課を超えた総合調整、あるいは町長、副町長までの決裁は全て総務課長を通してそれなりの責任といったこともございますので、そういった意味での格付になろうかと思えます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 赤間 滋議員。

7番（赤間 滋君） 参事については理解をしましたが、ただ、参事につきましてもいずれ副町長を選任すれば必要ないわけでもございまして、いずれしかるべきときに置くと町長は一般質問でも答えております。

一般的に地方公務員でいいますと、参事職というのは課長級か課長と同等だというのが対外的に見られるのですね。さっき町長は対外的に問題なのだということを申しましたが、対外的には参事というのは課長職か、課長の若干下というのが一般的な通例でございます。

ですので、副町長の代役は務まらないというのが原則でもございまして、副町長というのは、町長と同じ特別職でもございまして、特別な枠なのです。これは決まっております。常識でもございまして、ですから早く特別職である副町長を選任すれば、この7級については、参事には必要がないということになるわけです。

ただ、総務課長等の課長となればまた別なのですが、そうなりますと現在5級、6級の2段階で運用している中であって、3段階の級を設けますと、例えば人事異動により総務課長を経験した方がほかの課に行った場合、重要じゃないと認識される課に行った場合には、もらっている級が下がることは実はないと思うのですが、下がるのですか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） 基本的に下がることはございません。

議長（石川良彦君） 赤間 滋議員。

7番（赤間 滋君） だと私も認識しておりまして、下がらないということになりますと、その7級を維持したままで6級相当の課に行った場合には、

その課長にも相当のストレスがかかると思います、配属される課によっては。また、職員の職務に対するモチベーションに大きく影響を与えると思います。私の配属している部はそんなに重く見られていないのだなと思うかもしれません。そうしますと、職務に対するモチベーションが大きく影響することになり、プラスの面は一つもないというふうに思いますので、私は現在の5級、6級の中で解決できる問題ではないのかなと。改めて7級を設ける必要はない。

ただ、参事については現在おりますので、検討はしないといけません、いずれ副町長を置くのであればすぐ解決する問題であろうというふうに思います。どう思っておりますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 議員の御質問、私といささかこの考え方が異なるものですから申し上げますと、7級には5級から一発で7級に上げられません。6級から7級と、こういう段階を経ていかなければなりません。それで、7級をつけられても、その7級に応え得るだけの能力のある管理職をお願いするという、そういうことになるわけで、では5級と6級の違いがどこなのかということになりますと、やっぱりそれなりの6級は6級の同じ課長の5級と6級の課長がいるわけでありますが、それなりの力を発揮して頑張ってもらっていると。頑張ってもらうためにそういう級を用意してやるということは、私の立場から当然のことだというふうに思いますので、それを下の者がどのように受けとめているかということに我々は決して心を寄せないわけではございませんが、そういうシステムの中で、その位置で頑張ってもらおうという、私から申し上げればそういう一つの工夫と申しますか、私の立場で申し上げればそうすることによってモチベーションを高めてもらおうという、そういう狙いがあります。

議長（石川良彦君） ほかに。8番和賀直義議員。

8番（和賀直義君） この前の全協で御説明がありまして、今現在も7級をとっているところが柴田町と七ヶ宿と、あとどこかもう一つ、3つありましたということで、そしてまた、近隣の町村ではまだ6級までしかやっていないのですけれども、それが動き的には7級の動きがありますよという書類もいただきました。そして、大きい市なんかはもう8級まであるのですけれども、今回この町村で7級を設定するという、そういう全体的な背景というか、そういうものがもしあるのでしたらお示ししていただきたいなと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

仙南のほうで、御案内のとおり大河原、柴田、あとは七ヶ宿とございまして、宮黒の管内の総務主管課長会議のほうでもこの7級制についてはたびたび会議のテーブルに上がってございます。

ただ、それぞれの町村の実情というか、いろいろございますので、そろって例えばことし7級制の条例改正を提案するといったことにはなっていないで、ちなみに先行した形としては大和町が3月議会で7級制を提案いたしまして、既に条例可決を見ているところでございます。あとは利府、七ヶ浜もその動きがあるといったところでございますけれども、今定例会に提案したかどうかは確認してございません。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 7級にすると、6級と7級の間では多分10%くらい収入が変わってくるのですかね。いいんです、それはそれでね。

要するにその社会的背景として、今これからまさに地方分権で地方が強くなっていかなければならないのだよということで、そういう動きが要するにこの宮城県の自治体の中であるのかどうかということを確認したかったのです。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

確かに議員がおっしゃるとおり、地方分権の動きがあった中で各自治体の職員の負担というものも大きくなってございます。そういった中で国、県が10級制といった中で町村は6級制というところがほとんどでございましたけれども、そういったことも受けて徐々に町村は7級制、そして市のほうは7級制から8級制へと移行して、給与体系が国、県のほうに近づいていると。それは事実でございます。

それと、ちょっと6級と7級のその10%というところまでは開きはないものでございます。ちょっと今あれですけれども。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を

終わります。

これより議案第5号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第6号 大郷町特別敬老祝金支給条例の一部改正について
議長（石川良彦君） 日程第6、議案第6号 大郷町特別敬老祝金支給条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。4番熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 今回の原案に100歳以上の方の支給額が50万円だったものが急に10万円という、下げ幅がかなり広がっているのですが、こういうふうになった経緯を教えてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） では、お答えしたいと思います。

改正案の御説明の中でも一部触れさせていただいたわけですが、けれども、本件の見直しにつきましては、決算審査の議会からの御意見という部分と社会情勢を見た中で、の主管課としての判断等がございまして、政策審議会のほうに案件を諮問させていただいたところでございまして、政策審議会の審問に当たりましては、その協議の内容を円滑にするという意味で、参考的に支給額のシミュレーションというものを御提示させていただいております。

これは、昨年11月の全員協議会の際にもこの資料としては皆様のほうには御提出させていただいたところだと思いますが、一応、現行に対しまして例としては3案ほどシミュレーションという形でお示しをいたしまして、協議の際の参考にしていただきといったようなお願いをいたしました。ただ、そのシミュレーションとして示した例の中からどれかを選ぶということではなく、現行のままで構わないという意見もございまして、極端なことを言えば全廃という意見もあると思うので、その辺はシミュレーションにとらわれることなく協議の中で自由に意見を交わしていただき、結論を出していただきたいというようなお

願いをしたところでございます。

その際の例の中に入っていた案というのが、今回お示しをした80歳から90歳の各段階において1万円として、100歳を10万円とする案がその中に1つ入ってございました。ただ、説明の際は、繰り返しになりますが、この案を特に推したとか、そういうものではございません。

そういったものの中で、委員の中で協議がなされ、その中でこのシミュレーションとして示したこの一つの案のほうが妥当であるとの意見が多数を占めたことから、答申としていただいたのかなというふうに認識をしております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。5番石川壽和議員。

5番（石川壽和君） 今の政策審議会の中で、この全協のときに示された近隣市町村の支給状況というものはお示ししているのでしょうか、まず。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） お答えをします。

同様の資料を御提示しております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

5番（石川壽和君） これを見ますと、近隣市町村はほとんど30万円ぐらいのところに落ちついているわけなのですが、これを見てもなおかつ50万円から一気に10万円になった、今、会議の内容はお聞きしましたけれども、もう少しそういう意見が出なかったのかどうなのか、お聞かせいただければと思います。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

本件につきましては、議長になられました委員がお一人お一人からどういったお考えをお持ちかというのを聞き取るような形で意見の集約が図られたところでございます。

その中で、ただいまの御質問にもありましたが、一気に下げるといのはどうなのかといったような御意見もございまして、それは複数の方からそのような御意見は協議の中ではあったということでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。6番若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 全協でいただいた資料を見ますと、近隣市町村の金額がこうあるわけでございますが、現在、大郷町として人口減少対策として、空き家バンク云々でいろいろ町外から人を誘致しているという経緯がございます。そんな中で若い人たちだけが来るわけではないと思います。いずれこの大郷町に骨を埋める、そういう覚悟でおいでになって、一緒

においでになる年配者の方々もおると思うのですが、そういうことを考えた場合に一気にこうやって金額を下げる、確かに財政は厳しい、厳しいと言われているところではありますが、一気に下げるといのは大分問題ではないのかなと思うのですが、その辺のところ、町長の考えをお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） よろしいですか。いいですか。答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 今、日本も100歳長寿社会だと、こう言われてございます。医療環境も大変、日進月歩、もう進んでいる。寝たきりで植物人間でも100歳は100歳だという議論もございませけれども、今、正直言って100歳という年齢はそう珍しい年齢でもないということで、100歳までの間にいろいろな高齢者サービスを厚くしてくれという政策審議会の意見でございました。

もちろん、今、よそよりもある意味で弱者に対する交通体系も相当高サービスをしているような状況でございまして、今後、福祉面においてもハードだけでなくソフト面においても手厚く高齢者対策を考えてまいる。そのためには敬老祝金に、余り皆さんの意見が集中したものはなかったということでございましたので、では廃止するわけにもいきませんので10万円で祝い金を支給しましょうと、こういうこととございまして、いただく方は多いほどよろしいかというふうに思いますが、実際去年あたり、長崎の方にお邪魔をして50万円を届けに行ったら、すごく恐縮して「本当はこういうもの、別のものにでも使って、みんなで喜ぶようなものに使ってほしいのだけれどもね」というあのばあちゃん、立派なお考えをしていた方とお会いして、私もこの10万円に踏み切る一つの力になったなということとあります。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今50万円をもらっていた方が一気に10万円ということで、ちょっと余りにも急激な変化でショック死するのではないかと心配しているのですが、2月19日に、2月19日ですからまだ1カ月にならないのですが、全員協議会で示されたこの近隣市町村の状況を見ますと、大和町では例えば30年その地に暮らした方には50万円とか、あるいは10年暮らした方が20万円とか、それ以外は5万円とか、あるいは大衡村は30年暮らした方が50万円、3年暮らした方が5万円とか、また、大衡では101歳以上、以降毎年10万円ずつ出しているとか、富谷も10年以上住んだ方には30万円とか、利府でも20年以上住んだ方は30万円とかと、結構この大郷よりは高齢化が進んでいないということと言われるかもわかりません

が、住んでいる方々は間違いなく大郷あるいはその地域に貢献された方々だと思っうんですね。

そういう点で、私は必ずしも50万円を守らなくても、やはり幾らか移行期間を設けて、いずれ遅かれ早かれ来るのだから、わらわらやったらいいんじゃないかということもあるのですが、しかし、やっぱりもらう側からすれば、ある程度のその周知徹底という周知させる時間もあっていいと思っうんですね。そういう点では……（「……………」の声あり）その辺など、ちょっとやじが入っているから、なかなか議会活性化が言われていますが……。

議長（石川良彦君） 10番議員、静粛にお願いします。

12番（千葉勇治君） いつも入るので困るのですが、議会活性化の中でも言っているのですが、わかりませんが、そういう面で、せめて年数を、若干猶予を置いて移行するのモいかなものかということも出なかったのか。どうなのですか、その辺について。

決算委員会でこの見直しを図った議論も出ましたが、しかし一気に50万円を10万円にするという話は出ていませんからね、そのことについては。確認して答弁願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

ただいまの御質問、後段の部分は、決算委員会の部分は確かにそのとおりでございますが、この敬老祝金の見直しについて政策審議会のほうにお諮りをしたこちらの趣旨といたしましては、初めからその歳出カットがありきということで御説明をしたわけではございません。そういった歳出削減というよりは、この特別敬老祝金条例そのものが、要はその長寿に町が祝意を表する、長寿をことほぐというような、そういう精神にのっとして、それを金銭の形であらわしているのがこの敬老祝金条例の趣旨というふうに理解をしてございます。

そういったこともありまして、見直しの諮問をいたしましたときには、歳出のカットという側面よりは、一般財源を投入して全額一般財源で行われている事業になりますので、今の時代の水準から見たときの税を投入する公平性ですとか、適正性がどうなのかという観点から自由に見直しの着地点について御協議をお願いしたいというふうにこちらで御説明申し上げ、協議を願ったものでございます。

議論の中では、段階的に減らすという意見も、先ほども少しちょっと答弁申し上げましたが、複数そういう意見がございました。その意見に

つきましては、やはり全体の委員会の協議の中で議題として取り上げられ、議論が交わされたところでございますけれども、最終的には段階を追って改正するというのではなくて、見直しをするのであれば最終的な到達点まで一気に改正をするべきだと、そういう意見が大勢を占めまして今回の諮問になったものというふうに理解をしております。

この案件をお預かりしている立場といたしましては、確かに議会の皆様も民意を得た立場でいらっしゃると思いますが、私ども、今回の提案に当たりましては、そういった政策審議会の中の議論の行方、内容、そういったものを重く受けとめさせていただきまして御提案に至ったものでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先ほどの前の議案でもいわゆる近隣市町村の状況というのが、例えば6号俵から何号俵に上げるということについても大分隣近所の状況が町の置かれている位置づけからして重要視されているわけですが、今回におきましても、ほかの自治体がほとんど10万円になっていればまた別ですが、30万円の口がほとんどなんですね、30万円、50万円。そういう状況下であって、何も大郷だけが先頭を切って一気に10万円に下げて、それでこれまで頑張ってきた方々に長い間ありがとうございましたと、果たして心から言えるのかという気持ちもあるので、私はもう少しその辺は優しくしてもいいのかなと。もともと100万円が50万円になり、今回の10万円ということで、その辺が余りにも極端過ぎるのではないかと思うのですが、町長、いわゆる審議会にかける場合に当然、町長が最終的には案として出すと思うのですが、町長としてはどのような考えを持って提案したわけなのですか。もう一度お聞きしておきたいです。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 議会からの決算特別委員会の内容等もちろんお示しを申し上げました。審議の中では審議委員の大半が、やっぱりそういう時代なのだよねと、もう高齢化社会で敬老祝金を当てにして長生きしているわけでもなければ、そこまで来る間に不自由のない安心して生活できる町であってほしいと。

そういう中で本町は高齢者の皆さんが、老人介護施設が3つもある町で、人口8,000人で、こういう町はそうあるものではございません。町でも相当な負担をしてきているわけでございますので、そういうものも十分、政策審議会の委員は理解しているようで、余りこの祝い金については大きな摩擦もなく、見直しするのであれば一気にしたほうがよいよ

と、段階的ではだめだと、かえって問題が混乱すると。こういうことでしたので、課のほうでもそれを十分尊重したと。こういうことで私も理解をしたところであります。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。ないようですので、これをもって質疑を……。4番熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 4番熱海でございます。動議を提出したいと思えます。ただいま議題となっている議案第6号……。

議長（石川良彦君） 動議ですか。

4番（熱海文義君） はい。修正動議を提出したいので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（石川良彦君） ただいま熱海文義議員から修正動議の発言がありました。これに賛成の議員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（石川良彦君） わかりました。この動議については2人以上の賛成者がありましたので、動議として成立をいたしました。

修正案の動議ということでございますが、書類というか何かあるのですか。（「1人分の署名はいただいています」の声あり）いや、提出する書類はお持ちですか、修正案。（「1回休憩諮ってもらって、今」の声あり）用意していく。

では、ここで暫時休憩といたします。10分間休憩いたします。

午後 3時17分 休憩

午後 3時25分 開議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま4番熱海文義議員外1名より、地方自治法第115条の3及び会議規則第16条の規定により、所定の発議者がありますので、修正の動議は成立をいたします。よって、修正案を全員に配付していただきますようお願いいたします。

〔修正案配付〕

議長（石川良彦君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ここで、本案に対して熱海文義議員外1名からお手元に配付した修正動議が提出されました。

したがいまして、これを本案とあわせて議題とし、発議者より修正案の説明を求めます。4番熱海文義議員。

4番（熱海文義君） それでは、修正動議についてお話ししたいと思えます。

平成31年3月8日、大郷町議会議長石川良彦殿。

発議者、大郷町議会議員熱海文義、同じく赤間茂幸。

議案第6号 大郷町特別敬老祝金支給条例の一部を改正する条例に対する修正動議。

上記の動議を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び会議規則第16条の規定により、修正案を添えて提出いたします。

議案第6号 大郷町特別敬老祝金支給条例の一部を改正する条例に対する修正案。

議案第6号 大郷町特別敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第3条第4号中、「10万円」を「30万円」に改めるということです。

そこで、この中身を説明させていただきたいと思います。済みません。

今回の修正動議は、今まで50万円だったところを10万円に下げるとは、他町村と比べてもかなり低い状態になってしまいます。今まで町のためにずっと御苦勞をかけ、生きていただき、そうした人のことを敬う、敬意を払うということで、このように30万円ということで皆さんに御理解していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないですね。ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、町長から提案された原案に対する賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないですね。次に、町長から提案された原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。6番若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 第6号議案の修正案に対しまして、賛成の立場で意見を申し上げます。

特別敬老祝金につきましては、これまで50万円という形で支給されてまいりました。今回、議会での議論もございましたが、一気に10万円に引き下げるということは本当に大変厳しいことかと思えます。100歳になって50万円の支給を楽しみにしている方も多数おられることと思えますし、そのような方が余りにもがっかりするような施策ではないのかなと思われるわけでございます。

他町村と比較しますと、先ほども出ましたとおり、大分引き下げられた形になりますし、近隣他町村との比較については、都合のいいときは比較して合わせましょう、都合の悪いときは進んでしまおうと、そういう考えではいけないとそのように思いますので、今回、100歳特別敬老祝金10万円の提案を30万円に修正する動議に私は賛成いたしますので、議員皆様方の御同意をよろしくお願いしたいと思えます。

以上で討論を終わります。

議長（石川良彦君） 次に、町長から提案された原案に対する賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、町長から提案された原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないですね。ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第6号 大郷町特別敬老祝金支給条例の一部改正についての採決を行います。

まず、本案に対する熱海文義議員外1名から提出された修正案について、起立によって採決いたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり

り決することに御異議ありませんか。起立によって諮ります。失礼いたしました。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 賛成全員であります。したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案どおり可決されました。

日程第7 議案第7号 大郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第7、議案第7号 大郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第7号 大郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第8号 大郷町介護保険条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第8、議案第8号 大郷町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第8号 大郷町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第9号 大郷町営住宅条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第9、議案第9号 大郷町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回、連帯保証に関係しての改正なのですが、今多くの保証を必要とする場合に保証協会というものも結構使われている、一定料金は必要なわけですが、そのような検討はなされなかったのか。

県内に居住し、独立の生計を営む云々ということの方で認めるということで、これまでよりも幅は広がったのですが、それにつけても県内ということに限られるということ、保証協会であれば結構全国のいわゆる内容で保証が受けられるというメリットがあるわけなのですが、その辺については検討されなかったのですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

保証協会ということにつきましても、検討させていただきました。ただ、近隣町村を調べた場合、そういったことが確認されなかったもの、ですから、今回は保証協会等ではなくて、あくまでも連帯保証人という形で検討させていただきました。

今後につきましては、時代の流れと申しますか、そういった保証協会のほうの保証についても検討していかなければいけないという考えではあります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回そんなに町営住宅をつくる計画もないようですから

あれですが、町長はやっぱり何年もすばらしいという、自分なりの発想でばんばん物事を進めている町長がいて、やっぱりそういうことも連帯保証などはもう協会に頼んでもいいということで町長の判断があれば結構進むと思うのですが、今後の取り組みの中でやっぱり町長の姿勢だけを確認しておきたいと思います。お願いします。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） でき得れば、保証協会を使わないで保証人をお願いするというのが私はその原則ではないのかなというふうに思いますが、保証協会を使う場合、では協会費用をどちらのほうで負担するのか、そういうことも出てくるのじゃないのですかね。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 申しわけないのだけれども、それは基本的に利用する方が払うということで決まっているものですから、原則で。町側が払うのじゃないので、その辺については町の負担にはならないのですよ、町長。

（「町の負担にならない」の声あり） ええ。ぜひ、町の負担にならないときにはそういうことで考えるということでは理解していいのですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 保証費を払って保証人をつけて町営住宅に入らなければならないということは、私の信条からすればちょっとどうなのかなというふうに思うので、できればやっぱり親族なり、県外にいる方であれば探してもらおうとかというほうが、本当に保証人に対してお願いする側もしっかりした考え方が出てくるのじゃないのかなというふうに思いますので、保証協会の件については、私は今の段階では考えられないということでもあります。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。6番若生 寛議員。

6番（若生 寛君） ただいまの保証協会の件なのですが、この提案理由にこの保証人が県内にいなかったりして入れなかった人がいたから、こういうふうに改正したとありましたが、その方が保証協会を利用できれば入れたのでないかなとそんな気もするのですが、その辺はどう町長はお考えですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 条例改正するなども今後の課題だなというふうに思いますが、そういう方で大郷町にぜひ住みたいということで、保証人がいなくて入れないということであれば、できれば町長が認めた者、町長が保証人になるぐらいの対策を講じたほうがかえってすっきりしていいなと

いうふうに思いますよ。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） ぜひ、ただいまの町長の言葉のようになりますように御期待しております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第9号 大郷町営住宅条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第10号 平成30年度大郷町一般会計補正予算（第6号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第10、議案第10号 平成30年度大郷町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 今回のこの補正案なのですけれども、これ、ほとんどがマイナス補正ということで、それも予算金額の約6%、2億9000万円、約3億円ですね。これは相当大きい金額のマイナス補正になっているのですけれども、いろいろ御説明があった中でいろいろなものが確定したと、工事費やなんかも確定と、契約なんかも皆確定したからだというような御説明がありましたけれども、これ、なぜ今になってこういうものが出てくるのか。

要するに、これ、もっと早い時期でしたら、このマイナスになった分を予算で組んでいるわけですから、最初から、もっとこの余った分と言おうと言葉はあれですけれども、余った分、ほかのこれからやらなければいけないような事業にも向けられたと思うのですけれども、なぜこのよ

うなことになったのですか。どっち、企画。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。

これは各課からの積み上げによるものでございますが、各事業が大体3月までの事業ということで見込みが当初では確定できませんので、12月では、それで確定見込みとなったために今回の補正の計上となったものと思われまます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 今回ぎりぎり3月議会での補正ということで出てきたのですけれども、これ、12月で今確定しないというような話だったのですけれども、でも翌年、年を越しても、これ、年度末までにやっぱりいろいろ残した事業というのですかね、計画していて残した事業なども多分、この優先順位やなんかの関係もあったのだと思いますけれども、そちらのほうに向けることができたのじゃないかと思うのですけれども、そういうことはできなかったのですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 予算計上につきましては、議会の議決をいただいて予算執行しておるわけでございまして、その内容等も御説明した内容で執行しているわけでございまして、それ以外のもは執行してございません。いわゆる契約の請差等によりましてこの部分が減額されたというふうに認識をしております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） まず、繰越明許費について、8ページですね。この中で繰越明許費の農林水産業費の農業費の中で農林系の汚染廃棄物のすき込み処理事業について、場所の関係で何かいわゆる時期がおくれているということだったのですが、どのような見通しになっているのか。そろそろ草も伸びてきて、今の時期にすき込まないとまず1年は先延ばしになるのかなど。すき込み、私自身も反対しているものだからいいのですが、ただ、当初予算が、前の予算で可決しているものですから、そういう点ではどのようなこの取り組みをされているのかお聞きしたいと思います。

それから、同じ繰越明許費の中で教育費の小中学校の空調機設置事業について、この猛暑対策に間に合うように、ことし、これまでの補正なりいろいろ追加予算がされているわけですが、間違いなくこのような状況の中で、ことしは猛暑が来ないのではないかというある面で喜びも感じられるような予報もありますが、基本的には猛暑が来る真夏までには

間に合うことが原則だと思うのですが、その辺についてどうなっているのか、見直しをお聞きしたいと思います。

それから、この道路新設改良費の順序が逆だったけれども、明ヶ沢線の一部に何か課題が……。

議長（石川良彦君） 何ページですか。

12番（千葉勇治君） 皆8ページです。繰越明許費で今説明しているんです。

8ページの繰越明許費の中で明ヶ沢線の一部に何か課題があると、おこなわれているということだったのですが、以前にせつかく歩道を直す、つけるのだから、お墓のほうまで延ばしてはいかがなものかということで提案した経過があったのですが、それらも含めてどのような状況になっているのかお聞きしたいと思います。

それから、次のページ、9ページの債務負担行為について、その中で廃止のものがあつたんですね。役場内の電話の保守業務について何かいわゆる保守業務ができなくなっているというふうな、私の聞き方が悪かったのですが、長年使っているということだったのですが、更新などを計画しているのかどうか、この庁舎内の電話についてどのような今後の考えがあるものかお聞きしたいと思います。

それから、同じく債務負担行為でこの地域おこし協力隊、これは歳出のほうにもあるのですが、大分当初予算から減額されているわけなので、これについてどういう動きがあつたのか、別のページでも、歳出のほうでもたしか地域おこしの人件費がかなり減額されているのですが、38ページですね、地域おこし協力隊賃金の減額補正が出ておりますが、その後どのような対策をされているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

次に、3回しか質問できないので、歳入の面でまずお聞きしたいのですが、16ページのこの震災復興特別交付金、地方交付税の地方交付税10款1項の震災復興特別交付金について、今回の確定によるということだったのですが、どこまでこの農林系の放射性廃棄物の処理が進んでいるのか、そのことについてこの交付税の関係から説明を求めたいと思います。

それから20ページ、あるいは37ページも重なるわけなのですが、東日本大震災の市町村道舗装補修工事、これはたしか長福寺線、5工区ぐらゐに分かれているものですね。4工区か5工区に分かれている。それを皆、事業費が議会の議決を必要としない5000万円以下に分割されているわけなのですが、最終的にはかなりその金が予定よりも余ったようですが、それでも余り細かく分割しないことによつてもっと事業費が安く済

んだのではないかと思うのですが、どのような考えであれだけの分割をして発注したのか、その辺の考え方をお聞きしておきたいと思います。

それから、歳出の29ページ、住民バスの関係なのですが、住民バスの管理費の絡みで9目ですね、委託料に関して、どうもこの住民バスの運転手が頻繁にやめたり入ったりしているということで、なかなか道路を教えるのも大変だというような状況が薄々見られるのですが、なぜそういうことがあるのか、町はこの委託されている公社に確認されているのかどうか、その辺についてお聞きしておきたいと思います。

それから、33ページの自殺対策費だったね、衛生費の中で4款1目13節の委託料の中でこの自殺対策計画策定業務とあるのですが、この辺についてどういう内容でこの自殺対策計画というものが組まれているのか、ちょっとせつかくですからこの内容と成果についてお聞きしておきたいと思います。

それから、予防費について、担当課のやろうとする構えで予算を組んだのはわかるのですが、それにつけても余りにも補正額の減額が大きいと。そういう点では、この委託料に絡んで余りにも当初見えていた予定者が、いわゆる予防を受けようとしてもらう方々の利用が少なかったことについてどのような考えを持っているのか、それをどのようにこの教訓として生かす考えなのか、その辺について平成31年度の予算も絡んでくると思うので、改めてお聞きしておきたいと思います。

それから、36ページのこれは農地費の農地中間管理機構の集積協力金、1200万円ほどが減額になっておりますが、確かに中間管理機構に入る方の頭打ちということも聞いているのですが、この事業について今後、農政課としてどのような考えを持っておるのか、この今回の減額から見て来年もこの減額に懲りずこの中間管理機構を進めていくということで、あるいは大きな予算を持つのかどうかわかりませんが、どのような反省を持っておるのかお聞きしたいと思います。

それから、先ほど言いました38ページの都市計画の中での定住促進事業費の中で414万円が賃金で三角ということで、地域おこし協力隊の賃金が下がっておりますが、これは何か去年の年初めに入ったと思ったらすぐにやめていったのだなんていううわさも聞いたのですが、そういうことはなかったのかどうか、この地域おこし協力隊賃金の414万円の減額について詳細な説明を求めたいと思います。

それから、42ページの教育費の関係で教育振興費の委託料の臨時職員の派遣業務、約1人分の賃金が減額になっておりますが、この内容につ

いてどういうことだったのか、これがいわゆる募集できなくて学校教育に何らかの、教育振興だから学校教育は関係ないな、とにかくこの内容についてお聞きしたいと思います。

それから、43ページの放課後の社会教育総務費、この放課後子ども教室事業謝金、48万7000円ほどが減額になっているのですが、結構、平成30年度は放課後子ども教室についてかなりその利用者も多かったということも聞いているのですが、そういう中であって謝金が減額になっているということは、人的な協力が得られなかったのかなという推察もされるわけですが、この辺についての説明をお願いしたいと思います。

以上、数点にわたって長くなりましたが、それぞれの担当の説明を求めたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） まず、答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 私のほうからは役場庁舎の電話の保守の更新時期ということでございまして、この電話につきましては長年ずっと使ってきた電話でございまして、今回おろしたのは保守がもうつかないというようなことでございます。それで、機器の更新も今、購入かリースかということで議論をしているところでございまして、購入しますと大分多額な経費がかかってきますので、その辺も早目に町で方針を決定しまして議会のほうに御報告させていただきたいというふうに考えてございます。

あと、住民バスの運転手のやめられた理由ということでございますが、これは個々の問題でございまして、それぞれその都度住民バスの新たな運転手はこの方が入った、あとやめられたというようなことは逐次連絡はうちのほうに来てございまして、その内容等はそれぞれの個々の問題だというようなことでのお話はいただいております。

企画財政課の分につきましては、以上でございます。

議長（石川良彦君） 震災復興は。

企画財政課長（熊谷有司君） では、まず震災復興特別交付税の関係でございまして、今年度の部分につきましては、汚染稲わらの焼却分の収集運搬業務、あと来年度から本格的になります。黒川行政の旧ごみ処理施設の解体並びにペットボトルのリサイクル施設の新築工事の設計業務について、今年度その部分の大郷町負担部分について震災復興特別交付税が入ってございまして、その部分で今回増となったものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

繰越明許費の牧草のすき込み処理事業でございますけれども、発注先である宮城県農業公社と確認しまして、すき込む場所等々が粘土質ということで、その作業を急いでしまうと余計、播種とかに影響を及ぼすという状況でございます。作業的には、繰り越しまして4月には終えたいという考えでございます。

次に、農地中間管理事業でございますけれども、農地中間管理事業につきましては毎年事前に各団体からヒアリングを聴取しまして、積算しまして当初予算に計上しているところでございます。こちらの1200万円ほどの減額につきましては、中粕川ですね、法人粕川と石原の法人化に伴う集積ということで、平成30年度事業で計上をさせてもらいましたけれども、10月、11月までその辺の推進を図ったところでありますけれども、最終的には今年度は出しません、来年度出しますといった答えをいただきまして、今回の減額補正となったところでございます。よって、来年度につきましては、法人の粕川を中心にした集積を進めたいといった考え方でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

まず、8ページの繰越明許費の中の小・中学校の空調機器の今後の見通しはという質問に対してでございます。

空調機の契約については、3月中の契約ができるような段取りで今進めさせていただければなと思っております。それで、標準工期的には6カ月程度を要するということで想定していますが、今後業者が決まり次第、学校現場との調整もございしますが、議員がおっしゃられるように工期を短縮できる形で子供たちの暑さ対策の部分を学校とも協力しながら、工事の早い完了に向けて進んでいきたいと思っております。

次に、42ページの幼稚園の臨時職員の派遣業務についての三角の343万円についてでございます。

これにつきましては、今、認定こども園の作業について幼稚園から人事異動で職員1名が来て事務を進めているところなのですが、その職員が来るに当たって、当初なかなかそのかわりの職員が見つからないということで、臨時職員の派遣業務という部分の選択肢も考えながら予算措置をさせていただいたところです。その後、臨時職員として別なスタイ

ルで職員が配置されまして、その関係で3月の部分で業務委託の分を減額させてもらったところでございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

まず、8ページの土木費、道路橋梁費の道路新設改良費の中の土橋明ヶ沢線の件でございますが、こちらにつきましては、用地測量におきまして地図訂正がございましたので、その処理に不測の日数を要するため繰り越しとしたものでございます。

また、歩道の整備につきましては、お墓までという話でございましたが、こちらにつきましてはあくまでも道路整備事業における歩道整備でございますので、お墓の部分までは実施いたしません。

続きまして、20ページの土木費県補助金、道路橋梁費の東日本大震災市町村道舗装補修交付金の関係でございますが、こちらにつきましては延長が三千数百メートルございます。これを年度内に完成させるにはどうしたらいいかということでございまして、こちらを施工性、また、朝夕の交通のラッシュ等を勘案した場合に5工区にしまして年度内完成ということの中で事業を実施してございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（伊藤義継君） 私からは38ページ、地域おこし協力隊の賃金の減額についてお答えさせていただきます。

地域おこし協力隊につきましては、本年度当初予算におきまして4つの企業を配属としました4名分の予算を計上しているものでございます。今年度4月に2名を任用しております。その後、今年度の募集としましては町のホームページあるいは地域おこし協力隊関係サイトなどを利用して、そして東京でのセミナーあるいは移住・定住フェア、そういったところを活用した募集を行ってきたところでございます。

なお、4月に任用しました2名のうち1名につきましては、12月末をもって本人の都合により退職しているものでございます。そういったことから、今回の予算に関しましては減額しているものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） それでは、私のほうから33ページ、自殺対策計画のことについてまずお答えをしたいと思います。

これは、本年度3月末までの策定を目標にして、今、最終的な詰め

作業を行っているところになってございます。内容的には、各種関係団体のネットワークを密にするとともに、それぞれ例えば町の組織でいえば部署が福祉部門にかかわらず、こういった部署についてもそういった自殺の防止、抑止につながる部分があるのだということを、人ごとではなくて自分のことだとして考えながら、それぞれできることをやっていくといったようなことになってございます。

それから、これもいじめとか虐待と同じで、この自殺に至るまでの過程でありますとか、そういった要因というのは、これもいろいろな要因が複雑に絡み合って生起してくるものでございますので、そういった例えば自殺に至る要因の一つと言われている経済的な問題でありますとか、あるいは健康の問題、それから介護疲れでありますとか、虐待なりいじめなり、いろいろな要因があると思えますけれども、そういったものを少なくしていくといったような対策と、それに比べて逆に生きることの楽しさのほうを支援していくといったようなことの両輪でやっていこうといったようなものでございます。目標値といたしましては、町内からは1人も自殺者は出さないということを念頭に置いて計画の最終的な詰めをしているところでございます。

それから、2点目の予防費の予算の減額に関するものでございますが、内容的には子宮がん検診の部分で大体100万円ほど、予防接種の部分は500万円ほどの減と今回させていただいたところでございますが、これも御質問にもありましたとおり、検診の見込み者に対しまして実際の受診者が少なかったということになります。特に予防接種のほうの大きな要因としては、乳幼児に対する予防接種のほうが1人当たり十数万円、この予算を必要とするものでございますけれども、これは当初60人として予算を置いておきましたところ、これが40人ほどのものになったというような部分がございます。

この受診率のほうは上向きという部分もございますけれども、この辺の当初の予算の設定でありますとか、この辺も実績に合わせて余り消極的に見ますと、やる気がないのかというような逆に御指導をいただいでしまうような部分もありまして、非常に難しいところでございますけれども、この辺は受診率の向上というものを念頭に置きまして予算取りについては当初確保している状態で、その中でいろいろな働きかけを行いながら受診率の向上に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（千葉 昭君） お答えいたします。

43ページの報償費、放課後子ども教室事業の謝金48万7000円の減でございますが、当初予算につきましてはある程度マックスでの予算措置をしております。謝金をお支払いいたしますスタッフにつきましては、ボランティア的をお願いしているところから、家庭の事情等によりまして欠席なされる場合も多いものがございます。また、インフルエンザ等の流行によりまして学級閉鎖等の措置があり、開催回数が減となっているものからこのような結果となったものでございます。

議長（石川良彦君） 答弁はないですね。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 農林水産系のものについては4月からにでもやれるということですが、何か今の答弁を聞いていますと、あの辺が粘土質でいわゆるなかなか土に還元しても大変だということで、場所の見通し、4月からにでもやれるということは見通しがついたということで理解しているのですね。その辺についてもう4月からやめていくからということはないのでしょうか、その辺はちゃんとした、「だろー」ではなく、4月からどういう見通しなのか具体的にお聞きしておきたいと思います。

それから、空調対策費については頑張っていくということでわかりました。ぜひひとつ、いろいろ大変でしょうが頑張ってほしいと思います。

明ヶ沢線、やっぱり道路の整備云々ということですが、せっかくやる事業だからあの辺まで延ばしたらいかなものかということで、やっぱりそうしますとまるっきり事業的な性格が変わってきて対応できないと。何か補助金か何かがあるのかわかりませんが、その辺については複雑なことがあるのですか。せっかくですからと思って、利用している方もいるのではないかと思ったものですから発案したのですが、ぜひその辺について無理な理由を教えてほしいと思います。

それから、地域おこし協力隊について12月にやめたということですが、一方、町長が本当に一緒に、町長室に招いてやる気を見せていろいろ進めてきた経過の中で、やはり今後とも新年度を迎え、この協力隊の力というのは本町を盛り上げる中でかなり重要な役割を担うものかなと思うのですが、12月でやめた方の教訓、やめた方についてはあえて責めませんが、それらを教訓にどのように今後新たなチャレンジ、この協力隊を募集するに当たって考えていくのか、その辺についても町長が考えていることがあればお聞きしたいと思います。

それから長福寺線、早く仕上がるのかなという、私なりにも確かにその事業を議会に諮って云々で5000万円未満で早いうちにとということで期

待していた面もあったのですが、まだ終わらないところがあるようですね。このごろ終わったのかどうか。先日通ったところでは、まだまだ今、表を剥いでいるだけで果たして年度内に間に合うのかなということですが、本当の当初の目的からすると早くなかったのではないかと、実際5工区のうち3工区に同じ業者が入っているということで、それも飛び飛びに入っているのですね。1カ所飛んでいるわけだ。そうした場合に、同じ業者がある程度の一定の距離を持つならですが、中に飛びが入ったりすると本当の私たちが考えているような計画にいかなかったのではないかと、そういう危惧を感じるわけなのですが、その辺について今後の取り組みを考えた場合にどう生かしていくのか、あの辺のやり方について担当課としてお聞きしておきたいと思います。

それから、住民バスの運転手、何とかその都度補充しているということですが、その都度ということでは困るんですね。実はもう補充するからもういいのですが、ただ、運転手という職業上、ましてや地元の方でなければ、いろいろ、どこで飛び出すか、あるいはどこから何が出てくるか、そういう点である程度熟知した方に本当は住民バスの運転をしてもらうのがいいのですが、やはりなぜその辺で頻繁に出入りがあるのか、やっぱりそこを分析していかないとなかなか表向きの町のほうに言っても、町のほうに相談をされても、町はある程度肝心のアドバイスができないとなれば問題なので、その辺については根っこをよくつかんで指導を深めてほしいと思いますが、もう一度担当課長からの説明をお願いしたいと思います。

それから、衛生関係、予防費、確かに少なければ少ないからやる気がないということで叱るわけではないのですが、ただ、そのために、先ほど大友三男議員からも出ましたが、1年に限られた予算の中で当初予算を組むわけですから、ある程度減額が大きくなれば、やっぱりそれをただ単に組めばいいのではなく、やっぱり次の教訓にして、より同じといいますか、限られた財産の中で有効に使うような取り組みを望みたいと思うところですが、やはり無理なのかどうか、その辺について平成31年度の構えなどもあれば、ぜひお聞きしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まず初めに、農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

農業公社とは1月と2月にヒアリングを実施してございます。その際に、先ほどの理由から4月までには作業を終えたいと、終えますといっ

た回答を得ているところでございますので、4月に完了するというところで御了解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

まず、土橋明ヶ沢線の件でございますが、あの道路の整備につきましては、高崎団地造成に伴います自歩道設置ということの中での位置づけでございますが、お墓までが必要かということになりますと、必要ではないという中での未実施、お墓まではやらないということでございます。

また、川内長福寺線の舗装につきましては、担当課といたしまして適正な工区割りの中で実施しております。5工区発注している中でたまたま3工区を同じ業者が落札してございますが、それぞれの工区におきまして現場代理人、主任技術者等を配置しておりますが、担当課としては落札した業者は同じでございますが、あくまでも1工区1業者という位置づけの中で工事を実施してございます。工事につきましては1工区ほどがまだ残ってございますが、3月22日が工期だったと思っておりますが、それまでの完了予定でございます。

今後につきましても、あのような舗装等が発生した場合につきましては、工期等を勘案しながら、あくまでも金額とかで分けるのではなく、工区、施工性を勘案しながら事業を実施したい考えでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ことしのこの3月に卒業する神奈川県農業高校の新卒が大郷の農業を志したいということで1人、先日面接をして、町としては採用するという考え方でただいまございますので、来てみてどうしても自分の考えに合わないということであれば、1年もたたないでやめる子もいるし、また、将来を見据えた形で熱心に地域の皆さんにも溶け込んでいる子もいるし、さまざまですけれども、できるだけ大事にしながら本町と生まれ故郷とのパイプもしっかりつなげるような、そういう指導もしているところでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。6番若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 21ページの16款の第2項財産売払収入、この土地と不用品、この内容をお聞かせいただければと思います。

それから、31ページなのですけれども、老人福祉費、ここで負・補・交・で老人クラブ関係の補助金が大分減額になっております。この理由

についてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） それでは、まず、16款の財産売払収入についてお答えさせていただきます。

まず、不動産売払収入につきましては、ため池と水路の売り払いの部分が2件でございます。それで414万6000円となっております。

あと、物品売払収入につきましては、公用車の売り払いの部分と、あと町の不用品でありました鉄くずですね、それなりの売り払いというようなことで合わせて127万4000円の数字でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） それでは、老人クラブ関係についてお答えをいたします。

老人クラブの補助金は、ただいま21のクラブに対して交付をしているところでございますが、そのほかに3つの老人クラブが今活動を休止されているということで、予算としては当初に満額をとっておりますが、休止しているところには支出していないということで、その差額の調整を今回したというものでございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 私も老人クラブに加盟しておりまして、とにかく今、会員不足というか、うちの会長も言っております、大分苦勞しているところなのですが、この休会といいますか活動休止、やはり会員不足で活動中止なのか、それとも何か別の問題があるのか。町でその辺、応援してまた再び活動できるような体制はとれないものか。その辺をお聞きしておきます。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

詳細に調査をしたわけではございませんが、やはりその人員確保の問題等は理由としてあるのかなというふうに考えてございます。

それから、会の活動につきましては、これはその地元の皆様の自主性に今お任せをしているというような状況でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。8番和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 1点だけ、済みません。18ページの国庫補助金の民生費国庫補助金でプレミアム付商品券事務費補助金83万9000円と載っているのですが、これはこの内容というか、これはなぜこういう経過になって

いるのかだけ教えていただきたいと。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） それでは、お答えいたします。

まず、プレミアム商品券、国の2次補正のほうで新たに出てきたものというふうに承知をしております。ことしの消費税並びに地方消費税の10%への引き上げによりまして、低所得者層、それから子育て世代の消費に影響が出るということが懸念されておりました、その影響を緩和するということが一つの目的。それからもう一つは、それに伴うその地域における消費を喚起あるいはその下支えをするということが大きなこの2つの目的として実施されるものというふうに承知をしております。

内容としましては、対象者については2019年度の住民税の非課税者、これが一つの対象ということございまして、もう一方は3歳未満の子が属する世帯の世帯主の方と。これは3歳未満のお子さんの人数に応じて交付されるようございまして、それで、どちらも商品券の額面2万5000円のもの、最高で限度額ですね。2万5000円を2万円で販売することになっておりました、この子育て世代についてはそれ掛けるお子様の数だけ購入することができるというような制度設計になっているようございまして、そういったことで割引率については25%ということになってございまして、これについては住民税の非課税の確定をするのが本年の6月ごろということになりますので、それ以降、10月以降の商品券の使用ということで予定されておりますが、その前までに対象者の方には購入引きかえ券を発送いたしまして、御希望があれば御購入をしていただくといったような内容になっているようございまして。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） その商品券は町内だけで使用というふうになってしまうのか。あと、対象者に案内は出して、本人が希望しなければ発行しないということなのですか。その辺のところの。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

購入できる範囲は、一応その市町村の範囲ということが原則になっているようございまして。

それから、これはあくまで商品券を購入していただくということになりますから、御希望があればということになるかと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 16ページの13款の総務使用料の中の住民バス乗車料、こ

れが10万円ばかりマイナスになっているのですけれども、住民バス乗車料となっているのですけれども、これは何が要因でマイナスになったのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） これにつきましては、1月からのふれあい号運行を開始してございまして、その部分で減となった部分もございまして。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございせんか。（「はい」の声あり）

まず初めに、反対討論の発言を許します。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 議案第10号 平成30年度大郷町一般会計補正予算（第6号）について、反対の立場で討論いたします。

今回の平成30年度一般会計補正予算案（第6号）は、ほとんどの事業でマイナス補正となっており、予算編成に当たり見通しの甘さがあったのではないかと思います。その中でも、土木費の中で道路橋梁費3億7316万円の予算を計上していながら、各工事が確定したということで1億3135万円、予算に対して約30%ものマイナス補正を行うということのようですが、マイナス補正を行う前に、町長が条例を変えても行うと言っていた、町民が望んでいる町民生活に密接している未舗装の生活道路や赤道の改良舗装工事を進めるべきだったのではないかと考えます。

一方では、工事が完了していないとのことで約4000万円の繰越明許費があるなど、予算編成に当たりしっかりとした計画性を持って事業計画を行うべきで、住民バス運行事業などでは現在6台の車両がある中、朝5台で運行していますが、9時以降は3台だけの運行で間に合い、常に2台が住民バス車庫に駐車している状態で、現在運行には全く支障がない状況です。なぜ今、住民バスとして使用するためとして、運行するコースが限定され、利用価値が認められないような58人乗りの中型バスを2225万円もの大金、税金を使い購入しなければならないのか、理解できません。購入理由をお聞きすると、その都度答弁が変わり、一貫性がなく、計画性がないのが想像でき、かならずしも現在どうしても必要とする根拠が見当たらず、昨年来、9月議会や10月25日の第3回臨時議会と2回にわたり購入反対討論をし、中型バス購入に2225万円もの大金を投入するよりも、今後必要となる現在進めているデマンド交通ふれあい号の運行に使用できるマイクロバスかワンボックスワゴン車の購入費に充

てるべきと代案を出しましたが、受け入れられず、今回も平成30年度一般会計補正予算案（第6号）で債務負担行為補正として住民バス購入車両費としての2250万円の計上があるということは、今後、平成31年度予算として執行されると思われ、無駄な支出になると考えられることから、議案第10号 平成30年度大郷町一般会計補正予算（第6号）に対し、到底賛成することはできないと判断し、反対討論といたします。

皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第10号 平成30年度大郷町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第11号 平成30年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第11、議案第11号 平成30年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第11号 平成30年度大郷町国民健康保険特別会計補正予

算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第12号 平成30年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第12、議案第12号 平成30年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 65ページの歳出の面で2款のほうから、2款が主かな、2款の1項と2項を含めて、結構特に2款の1項には減額が多いのですね、例年なのですが、この辺、介護保険料を取られながら希望するサービスが受けられないでいる方が結果的に減額という形であらわれてくるのだとすれば、これは問題なのですが、その辺についてどのような減額の内容なのか、その辺の説明をいただきながら、平成31年度についてこれがどのように考えられておるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

歳出のサービス関係の給付の減額につきましては、今年度のこれまでの実績を見ながら最終的にその予算の調整をしているというところでございますが、特に減額の部分につきましては、これは正確に数字をつかんでいるわけではないのですが、要は介護度のより重い方が残念ながらお亡くなりになられて、そういった部分が予想よりも若干上回っていたのかなというような分析を当課の中ではしているところでございます。

給付費についてはその年のサービス給付の総額のほうを積算いたしまして、第7期の介護保険の事業計画の数字とも突き合わせながら予算編成なり執行に当たっているところでございますので、今後ともその辺の振れ幅のほうを見ながら適切に運営をしてまいりたいと考えてございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 亡くなって、かからなくなったからということで、本当にはかり知れない数字になると思うのです。何か、でも例年この補正額が大きいような、減額が大きいような感じがするのですね。その辺についてもう少し実態を捉えた数字、予算構えがないものかなと思うのですが、やっぱりその辺についてはもう当然予測はできないということで理解せざるを得ないのですか。どうなのですか、これは。担当者の手腕だけでは何ともならないということで理解していいのですか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

事業計画の数値も見ながらの予算の積算ということを先ほど申し上げましたけれども、やはりこの辺、保険者といいますか、町としての予算規模が小さければ小さいほど影響というのは非常に大きく数字としては見えてくるというような部分がございます、なかなかその担当の努力とか、そういった部分ではなかなかカバーし切れない部分があるのかなというふうに思っておりますが、なるべくその辺は数値に乖離が生じないように、これは日々データのほうの確認等をしながら今後とも努めてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。8番和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 68ページの5目の認知症総合支援事業費の中で初期集中支援チームがあるのですけれども、これは実際にどうなのですかね、出勤回数というか、その辺の利用というのはどれくらいあったのかということと、それから意外と、我々、ちょっとアンケートをとったときがあるのですけれども、なかなかこのチームがあるという認識が、わからない人が結構多かったんです。だから、その辺に関してどういう取り組みをしているか質問します。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） では、お答えいたします。

この集中支援チームは、今の、現状としては地域包括支援センターのほうでこれは介入が早期に必要なというふうに判断したものに対してこのチームの中で対応に当たっているといたったような部分がございます、件数としましては年間2件とか3件とか、そういうレベルでございます。

その辺の周知ということですが、包括のほうの担当職員もいろいろ現場に出ていく中で情報をいろいろ吸い上げてきて、その中でこれはといったような部分についてこの検討の俎上にのせているということでござ

いますので、当面はこの体制の中で対応していくのがいいのかなというふうに思っています。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないですね。これをもって討論を終わります。

これより議案第12号 平成30年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第13号 平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第13、議案第13号 平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第13号 平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可

決されました。

日程第14 議案第14号 平成30年度大郷町下水道事業特別会計補正
予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第14、議案第14号 平成30年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第14号 平成30年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第15号 平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第15、議案第15号 平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第15号 平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第16号 平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第16、議案第16号 平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 93ページの1款2項の合併浄化槽の建設費について、補正前の金額の1450万円に対して今回減額の607万円、約半額近くが減額されております。状況的には推察されるわけですが、それにつけてもこれまで合併浄化槽できれいなまちづくりということで、いわゆる下水の走らないところについてはこの事業に力を入れてきているわけですが、どうも進まないということで、この辺について何か町長、変わったアイデアなどを持ちながらこの合併浄化槽の推進にやっぱり力を入れるべきではないかと思うのですが、どうですか。これは担当から聞いても多分無理なので、町長の新たなアイデアが功を奏すのではないかと期待しながらお聞きしたいと思います。お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。合併浄化槽の普及促進ということで。

町長（田中 学君） 多分、来年度から始まる新しい定住促進事業に入れば、この戸別合併浄化槽の普及が一気に進むじゃないかなと思って心配をしているところでございますけれども、少し様子を見ながら検討してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 遊休不動産活用がもう鍵を握っていると。それが余り進まないこういう状態が続くということもあり得るのですね。ぜひその辺は、それだけじゃなく、やっぱり別な視点からもぜひ推進がスムーズにいくようお願いしたいと思います。町長、よろしくお願いします。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第16号 平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立するときはなるべく早くお願いいたします。
起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第17号 平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第17、議案第17号 平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第17号 平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第18号 平成30年度大郷町水道事業会計補正予算
(第3号)

議長(石川良彦君) 次に、日程第18、議案第18号 平成30年度大郷町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第18号 平成30年度大郷町水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議長(石川良彦君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午 後 4 時 4 2 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員